令和7年度鳥羽市危険木伐採事業費補助金について

市民の暮らしの安心・安全を守るために、各町内会・自治会を主体とする危険木の伐採について必要な経費を補助します。

対象経費

危険木伐採経費

・危険木を伐採するにあたり必要な費用。
（危険木の伐採から搬出までに必要となる経費、ただし処分費は補助対象外。）

対象危険木・補助対象者

〇対象危険木：危険木伐採要望書を提出している木　※1、※2
〇補助対象者：町内会・自治会　※3

※1　現況が森林ではない庭木、街路樹、施設内の観賞用樹木などの伐採や剪定は原則対象としないこと
※2　補助金の交付決定前に伐採を終えている木については対象外となります。
　　また、過去に危険木伐採要望書を提出していない場合は、要望書も合わせて提出してください。
※3　個人での申請は受付いたしません。町内会・自治会として申請していただくようお願いします。

補助金額・補助率

1申請あたり、1年度50万円を上限とします。（令和7年度予算額　550万円）
補助率：10/10
※1申請あたりの伐採本数は複数本可能とします。

募集期間

~~令和7年5月20日（火）　～　令和7年7月4日（金）（農林係必着）~~
令和7年5月20日（火）～令和7年7月18日（金）（農林係必着）
※連絡所へ提出する場合は、締切日前日の17日（木）までに提出してください。
※申請者多数の場合は対象危険木の危険度判定を行い、その順位により採択団体を決定します。

申請方法

補助金交付申請書に必要事項をご記入いただき、その他必要となる添付書類を併せて**農林水産課農林係**又は**各連絡所まで**ご提出ください。詳しくは、危険木伐採事業費補助金の流れ・交付要綱をご確認ください。

その他重要事項

本補助金事業は当面の間実施予定ではありますが、交付申請が多数提出されると見込まれます。
公平性確保の観点から、令和6年度に本補助金の交付を受けていない団体を優先します。

お問い合わせ先：農林水産課農林係　☎0599-25-1231

危険木伐採事業費補助金の流れ

町内会・自治会

鳥羽市

①交付申請書
（7/4までに農林水産課必着・連絡所経由時は、7/3までに連絡所へ提出）
添付書類:位置図・伐採見積書・伐採承諾書・現場写真・要望書（未提出の場合）

②補助金交付決定
（決定次第文書送付予定）

※　概算払い請求書
交付決定通知書の写し

※　概算払い

③伐採実施
伐採木の処分等は申請者で行います。
各町内会・自治会で有効活用してください。

④実績報告書
（**令和８年１月３１日**までに提出）
領収書の写し・伐採後の写真・
振込先がわかる書類（様式指定なし）

⑤補助金額の確定

⑥補助金請求（⑤文書受け取り後）

⑦補助金支払

※補助金の概算払いを希望される場合は、伐採実施前にご相談ください。